

## 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 酒税法の特例に関する措置の追加

一 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項の規定により清酒の製造免許を受けた者（以下「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた清酒製造者による清酒の製造体験事業の実施主体である当該清酒製造者（以下「認定計画特定清酒製造者」という。）が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（以下「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場合（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する

法令の規定を適用することとする。

二 其他所要の改正を行うものとする。

(第二十七条関係)

## 第二 都市計画法の特例に関する措置の追加

一 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域であつて、1及び2に掲げる特性を有することにより、市街化区域に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成（以下「建築物の建築等」という。）が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの（以下「特定市街化調整区域」という。）において、当該特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業を当該地方公共団体が自ら施行することができるものとする。

1 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。

2 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。  
(第三十二条関係)

### 第三 施行期日等

- 一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。  
(改正法附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。  
(改正法附則第二条及び第三条関係)
- 三 関係法律について所要の改正等を行うこと。  
(改正法附則第四条から第六条まで関係)